



## 感染者の動向

感染者数／1日*	0人(収束)
累計死亡者数	0人
死亡者数／100万人	0人

(9月7日～9月13日の平均) 出所：WHO



## 行動・活動制限

活動制限	ほぼ無し
実施主体	カンボジア政府
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出規制などは出されておらず、レストランや商業施設(ジム、スパ等除く)の休業命令も出ていない</li> <li>政府は4月29日、国家非常事態宣言の発動を可能とする法律を制定(9月14日現在、宣言は未発動)</li> </ul>
日本人学校	カンボジア教育省から休校措置を受け、プノンペン日本人学校は4月28日より、オンライン授業を実施・継続中。8月6日、カンボジア日本人会と教育青年スポーツ大臣が学校再開に関する覚書を締結。8月31日より登校を再開。

プノンペン事務所長  
宮尾 正浩

外国人の入国規制は上記の通り緩和され駐在員・投資家・帶同家族が続々入国している。長らく運休のANA直行便の再航も期待。9月26日の臨時便運航は決定。また日本人学校をはじめ複数のインターナショナルスクールが再開。



## 空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本との直行便(全日空、成田-プノンペン間)は10月末まで欠航だが、9月26日に臨時便の運航が決定。</li> <li>現在、渡航者は韓国・仁川経由便などを活用。</li> </ul>



## 日本人に対する入国制限

日本人の入国	可
外務省渡航情報	感染症危険情報 レベル2 (不要不急の渡航は止めてください。)
制限措置概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>入国に際し①有効なVISA、②PCR治療費を支弁した医療保険加入、③COVID-19陰性証明、④指定銀行に2,000米ドルをデポジットとして預入要。(カンボジア登記法人が保証する場合、その入国者は上記②④が不要となる。)</li> <li>到着時に検査を受け、結果判明まで指定場所で待機。同一フライトに陽性者がいれば、乗客全員が、指定ホテルで14日間の有料隔離。乗客全員の陰性が確認された場合、自宅等での自主隔離が求められる。</li> </ul>

## 出入国規制・運用は緩和、直行便の再航の動き



## 経済活動再開の状況

主要規制・制限
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動禁止令、企業の操業停止命令等は発動されていない(ジム、スパ、カラオケ等は営業禁止。映画館は8/8より再開)</li> <li>プノンペン都は、カラオケ及び娯楽クラブをレストランへの登録転換により再開を認めると7月7日発表。</li> <li>周辺国との陸路国境におけるヒトの往来禁止措置は継続。但し、ベトナム国境はカンボジア/ベトナム両国民のみ往来可(9月14日現在)</li> <li>新型コロナウイルスに感染した場合、カンボジア保健省が指定する病院(プノンペンの場合にはクメール・ソビエト友好病院、各州においては州立病院など)に入院が必要</li> <li>日系医療機関や私立病院等での検査、治療、入院は不可</li> <li>マレーシア/インドネシアからのフライト受入を8月1日から停止</li> <li>中国-カンボジア間の直行便が9月3日より再開</li> </ul>
規制対象業種の再開基準(もしくは規制強化の基準)
<ul style="list-style-type: none"> <li>営業禁止施設に対する明確な再開基準無し。</li> <li>4月中旬以降、9月14日現在に至るまで感染は収束している。もし感染が拡大した場合は、4月29日に制定された法律に伴い、国家非常事態宣言の発動可能性あり。</li> </ul>
現地産業・企業の動き
<ul style="list-style-type: none"> <li>茂木敏充外相は8月22日、カンボジアの首都でフン・セン首相と会談した。新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施している出入国規制に関し、9月中にも一部緩和する考えで一致。</li> <li>最低賃金評議会が2021年の最低賃金を月額192ドルに決定。</li> <li>プノンペンの不動産開発は引続き活発。一時期停滞していたシアヌークビルの不動産開発も活発化。</li> <li>約400の縫製工場が操業を停止し、15万人の労働者が失業。</li> <li>上半期の縫製品・履物類の輸出額が、前年同期比5.4%減。</li> <li>財務経済省は、コロナ対策として政府貯蓄から11億米ドル拠出。</li> </ul>



## 現地日系企業の活動状況

## 現地日系企業の抱える課題

## 操業状況

- バベット地区の精密機器メーカー1社、縫製メーカー3社が一部休業実施中、ポイペト地区で電子機器メーカーが1社全面休業中（9月14日現在）。
- 政府から操業停止命令は出ていないものの、世界的な需要の減退により、事業縮小や操業中止に追い込まれるケースが散見される。
- カンボジア日本人商工会のアンケート（4/30～5/5）によれば、事業を全面または一部停止しているのは17%で、今後停止予定が7%、70%が操業を継続している。
- 事業停止の理由は、注文の減退、部材・原材料が入荷しない、日本人駐在代表・技術者等が入国できないなどによる。
- ジム、カラオケ等のサービス業は操業停止命令を受けている。

## サプライチェーン、物流への影響

- 航空便の減便により、輸送日程の調整や在庫管理、輸送費高騰などの対応に苦慮している声が多い。
- 隣国タイとの主要陸路国境であるポイペト（タイ側：アランヤプラテート）やコッコン（タイ側：クロンヤイ）、ベトナムとの間の主要国境であるバベット（ベトナム側：モクバイ）等では、貨物の輸出入が認められ、動いているが、国境での検疫強化対策（トラックヘッドの交換）やドライバーの越境制限措置などによるリードタイム、コストの増加が指摘されている。
- シアヌークビル港への貨物は大きな影響は出でていない。

## 現在抱える課題、懸念

- カンボジア日本人商工会のアンケート（4/30～5/5）によれば、70%の日系企業が事業への損害がある、財務状況に大きな影響があると答えた。
- 入国制限（前項参照）により、一時帰国した日本人駐在員の再赴任、技術者等の入国が出来ずに事業が停止、一部停止、または支障が出ている。
- 日系企業からは、カンボジア側の入国規制の緩和または、日本側で迅速かつスムーズに陰性証明が取得できないか、との要請が多く出されている。
- COVID-19による性急な労働関連通達が、朝令暮改的に次々出され、対応に苦慮している声が多い。
- 水祭り（10/30～11/1）はコロナウイルスの影響で中止が決定。



## 現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

## 経済支援策

輸入申告書類・原産地証明書の電子化

縫製業および観光業の労働契約の一時停止および社会保険料の支払い停止に関する指導（4月17日付労働職業訓練省指導45号）

電力料金の期間限定引き下げ通達

企業による年功手当支給の延期措置

企業による労働者解雇時の損害賠償免除措置

## 支援概要

原産地証明書、および輸入申告全体の電子化での通関を認める。ただし、45日以内の原本提出が条件。

縫製業および、プノンペンやシェムリアップなど一部の州の観光業を対象に、休業により労働契約が一時的に停止した場合の、政府および雇用主から労働者への手当の支給や社会保険料の支払い免除などを規定。

1月～3月の平均電力使用量と比較し、休業あるいは部分操業により使用量が30%以上減少した企業は基本料金を免除し、使用量分のみ支払い。

2020年の年功手当（縫製業、製靴業は2019年分の遡及支給分も対象）の支給を2021年に延期することが可能。

企業が休業もしくは閉鎖する場合の労働者の解雇時、損害賠償は免ぜられる。労働契約停止の手続きが前提。

出所：カンボジア政府



## JETROからのお知らせ

## ウェブ特集 「新型コロナウイルス感染拡大の影響」

新着ニュースや制限・規制情報など、特設ページで情報発信（毎日更新）

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

## お問い合わせ

## （国内）

新型コロナウイルス相談窓口  
TEL :03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時  
(土日、祝祭日を除く)）

## （海外）

在カンボジア日系企業相談窓口  
JETRO・プノンペン事務所

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/kh\\_phnompenh/](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/kh_phnompenh/)